

入札公告

平成31年 1月8日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影本 正之

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 広島市立新安佐市民病院（仮称）新築その他エレベーター設備工事
- (2) 工事場所 安佐北区亀山南一丁目
- (3) 工事概要

ア 工事施工

広島市立新安佐市民病院（仮称）新築に伴うエレベーター11基新設

No.1 エレベーター（機械室レス）

寝台用、15人乗り（1,000 kg）、定格速度 60メートル/分、停止箇所：6箇所

No.2 エレベーター（機械室レス）

乗用、15人乗り（1,000 kg）、定格速度 60メートル/分、停止箇所：6箇所

No.3 エレベーター（機械室レス）

乗用、15人乗り（1,000 kg）、定格速度 60メートル/分、停止箇所：6箇所

No.4 エレベーター（機械室レス）

人荷共用、26人乗り（1,750 kg）、定格速度 60メートル/分、停止箇所：7箇所

No.5 エレベーター（機械室レス）

寝台用、15人乗り（1,000 kg）、定格速度 60メートル/分、停止箇所：6箇所

No.6 エレベーター（機械室レス）

寝台用、15人乗り（1,000 kg）、定格速度 60メートル/分、停止箇所：5箇所

No.7 エレベーター（機械室レス）

寝台用、23人乗り（1,500 kg）、定格速度 60メートル/分、停止箇所：6箇所

No.8 エレベーター（機械室レス）

人荷共用、26人乗り（1,750 kg）、定格速度 60メートル/分、停止箇所：4箇所

No.9 エレベーター（機械室レス）

人荷共用、26人乗り（1,750 kg）、定格速度 60メートル/分、停止箇所：4箇所

No.10 エレベーター（機械室レス）

乗用、15人乗り（1,000 kg）、定格速度 60メートル/分、停止箇所：4箇所

No.11 エレベーター（機械室レス）

乗用、15人乗り（1,000 kg）、定格速度 60メートル/分、停止箇所：2箇所

※ 詳細は、設計図及び仕様書等（以下、「設計図等」という。）のとおりに

イ 保守管理業務

工事完成したエレベーター11基の供用開始後、20年間の保守管理業務。詳細は「新安佐市民病院（仮称）エレベーター保守管理業務仕様書」による。

(4) 工期 工事施工は、契約締結の日から2021年（平成33年）8月31日まで

(5) 予定価格 落札決定後に公表

(6) 調査基準価格 設定なし

(7) 余裕期間設定工事の適用

本件工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間設定工事を適用する。

(8) 入札方式

本件工事の入札は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札である。

(9) 入札方法

ア 入札は、紙面による入札で行う。

イ 入札金額は、工事費及び保守管理費を記載すること。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札参加者は、入札書に記載した入札金額に対応した工事費及び保守管理業務費内訳書を作成し、入札書と同時に提出すること。

オ 詳細は、入札説明書による。

2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。

(2) 次のア及びイの認定を受けている者、もしくは、アの認定を受けた者とイの認定を受けた者の共同申し込みであること。

ア 平成29・30年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定を受けている者で、かつ次の条件を満たす者

① 認定工種 「機械器具設置工事」

② 営業所等

広島市内に本店又は支店等を有していること。

※本店、支店等とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所とし、支店等は、本市と継続して入札に関すること等の委任を受けている者に限る。

③ 会社の施工実績

平成15年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の工事の施工実績を有すること。

- ・ 5基以上のロープ式エレベーターを製作（自社製作に限定しない。）し、据付したことを有する工事

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。なお、建築一式工事などにおける機械器具設置工事単体でない施工実績は含まない。

イ 広島市競争入札参加資格の平成29・30・31年の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供」の施設維持管理業務の登録種目「30-07 建築附属設備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理に認定されている者、かつ次の条件を満たす者

- ・ 保守管理を実施する者は、「新安佐市民病院（仮称）エレベーター保守管理業務仕様書」に基づく保守管理業務が実施可能な体制を工事完成までに有する者であること。

(3) 技術者等

工事施工において配置する技術者は、次の要件を満たすこと。

ア 機械器具設置工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第4項までに規定するものとする。

イ 請負金額が3,500万円（税込）以上となる場合の技術者は、開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3か月以上の雇用関係が必要）である者を専任で配置できること。

また、下請代金の総額が4,000万円（税込）以上となる場合は監理技術者を置き、開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3か月以上の雇用関係が必要）である者を専任で配置できること。

ウ 現場代理人は、当該工事現場に常駐させることができる者とし、開札日の前日以前に応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものを配置できること。なお、現場代理人と技術者は、兼ねることができる。

エ 製作と据付それぞれで別の技術者を配置する場合は、それぞれの配置予定技術者調書を提出すること。

(4) 余裕期間設定に関する事項

別紙1のとおり

(5) その他

ア 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は地方独立行政法人広島市立病院機構（以下、「病院機構」という。）の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置を受けていないこと。

イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ 本件工事に係る設計業務の受託者（㈱内藤建築事務所及び(有)シグマ建築事務所）又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある建設業者は参加できない。

エ 広島市立新安佐市民病院（仮称）整備に関するコンストラクション・マネジメント（CM）業務の受託者（日建設計コンストラクション・マネジメント㈱）又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある建設業者は参加できない。

オ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できない者は参加できない（ただし、各保険への加入義務の適用を

受けない者は除く。)

証明書類等の詳細については、病院機構のホームページ (<http://www.hcho.jp/>) のトップページの「入札・契約情報」→「各種帳票・様式」→「社会保険等への加入状況確認書類」により確認すること。

カ その他の入札参加資格は、入札説明書のとおり。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

病院機構のホームページ (<http://www.hcho.jp/>) のトップページ上の「入札・契約情報」→「入札見積情報」→「工事一覧」からダウンロードすることができる。これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により配布する。

ア 配布期間

公告日から平成31年2月8日（金）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く、毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 配布場所

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 安佐市民病院整備室

電話：082（815）6792

電子メール：hirokikou-honbu@hcho.jp

(2) 入札説明書、入札書等の配布方法

入札説明書、入札書等（以下、「入札説明書等」という。）は、病院機構のホームページ（前記(1)に記載のとおり。以下同じ。）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、前記(1)イにおいて配布する。

(3) 設計図等の閲覧・配布方法

ア 閲覧期間

前記(1)アに同じ

イ 閲覧場所

前記(1)イに同じ

ウ 配布期間

前記(1)アに同じ

エ 配布場所

前記(1)イに同じ

(4) 契約条項、入札説明書等、設計図等に関する問合せ先

ア 入札、契約に関することは、次のとおり。

〒730-0037

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 契約課

電話：082（569）7836

イ 設計図等に関することは、前記(1)イに同じ。

(5) 設計図等に対する質疑等

ア 質疑書の提出期間

公告日から平成31年1月22日(火)までの土曜日、日曜日、祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時

イ 提出場所

前記(1)イに同じ。

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。

※ 電子メール送信後に、必ず前記(1)イに電話連絡の上、到達を確認すること。

エ 質疑に対する回答は、参加者へ直接回答(電子メール)するほか、前記(1)イにおいて平成31年1月30日(水)から平成31年2月8日(金)までの土曜日、日曜日、祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時までの間、閲覧できる。

(6) 入札書等の提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送(配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。)に限る。

イ 提出期限

平成31年2月8日(金)午後5時

ウ 提出場所

前記(4)アに同じ。

(7) 入札回数

ア 入札は初度、再度及び再々度の3回とする。

イ 初度又は再度の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格(以下「予定価格内の価格」という。)がない場合は、再度又は再々度の入札を行う。

ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度及び再々度の入札に参加できない。

(8) 開札の日時及び場所

ア 初度入札

① 日時

平成31年2月12日(火) 午前9時30分

② 場所

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 契約課 入札室

イ 再度及び再々度入札

① 日時

初度又は再度入札後、直ちに実施

② 場所

上記ア②に同じ

(9) 開札の立会い

ア 入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時までに前記(4)アへ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度の入札に限り、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。なお、再度及び再々度の入札については、辞退したものとみなす。

イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証など）を提示しなければならない。

エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

(10) 入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出方法

開札後、最低入札価格提示者が提出(持参に限る。)すること。詳細は入札説明書による。

イ 提出期限

平成31年2月12日（火）午後5時

ウ 提出場所

前記(1)イに同じ。

(11) 入札参加資格確認結果及び入札結果の通知

入札参加資格確認後、落札者決定通知書により通知する。

(12) その他

配布した設計図等は、全て平成31年2月8日（金）（土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く。）午後5時までに返却すること。返却場所は前記(1)イに同じ。返却をしない場合には、入札を無効とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の中止

入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

エ 再々度入札を実施する場合において、再度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格

以上の価格でした入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に記名押印がない入札

キ 入札書の記入文字が明確でない入札

ク 同一の入札参加者若しくは代理人（復代理人を含む。）から2通以上の入札書が提出された入札

ケ 設計図面等の配布を受けずに入札書が提出されたもの

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 契約金額

ア 工事施工

落札者の金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

イ 保守管理業務

落札者の金額に、保守管理業務契約時に有効な消費税及び地方消費税の税率により算定した額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

(5) 契約保証金

ア 工事施工

要。詳細は、入札説明書による。

イ 保守管理業務

要。詳細は、入札説明書による。

(6) 落札者が契約を締結しない場合等の措置

契約を締結しない落札者は、契約予定金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として病院機構へ支払わなければならない。また、病院機構は、契約を締結しない落札者を病院機構における競争入札に参加させない措置を講じる。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

余裕期間設定に関する事項

- 1 本工事は、契約締結日から実工事期間の始期の前日まで、余裕期間を設定した工事である。
- 2 実工事期間の始期は、2019年（平成31年）6月3日である。
- 3 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とし、実工事期間の始期に配置できればよい。
- 4 契約締結の日から実工事期間の始期の前日までの現場管理は発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為を行なってはならない。
ただし、余裕期間内に施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られ、監督員と協議を行い承諾を得た場合には、現場の工事に着手することができる。なお、これにより経費が生じる場合には受注者がこれを負担する。
- 5 実工事期間の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更について協議を行う。
- 6 受注者は、約款第33条第1項の規定にかかわらず、実工事期間の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。